

「道路運送法第89条第1項及び同法施行規則第55条」並びに「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第18条の3第1項及び同法施行規則第11条の2」の規定による事案の公示

道路運送法（以下「運送法」という。）第9条の3第1項に規定する運賃及び料金の変更認可申請及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「特措法」という。）第16条第1項の規定による運賃の範囲の指定について調査するため、別紙の通り事案を公示する。

公示事案について意見の聴取の申請をしようとする利害関係人は、公示の日から10日以内に運送法施行規則第57条又は特措法施行規則第11条の4に規定する申請書を鳥取運輸支局長を経由して当局に提出されたい。

令和8年7月29日

中国運輸局長 金子 修久

事 案 の 公 示

令和8年7月29日
中 国 運 輸 局 長

事案の種類：一般乗用旅客自動車運送事業者の運賃及び料金変更認可申請
一般乗用旅客自動車運送事業者の公定幅運賃変更要請

事 案 番 号：8－3

申請（要請）者：鳥取地区事業者 8者

事案の概要：別表のとおり

鳥取地区タクシー運賃改定申請等について

1 申請(要請)受付期間 令和8年4月13日 ～ 令和8年7月13日

2 申請(要請)状況

	申請(要請)	地区全体	申請(要請)比率
事業者数(法人)	8	24	33.33%
車両数(法人)	388	521	74.47%

3 申請(要請)増収率 平均 19.0%

4 申請(要請)運賃概要

車種区分	距離制運賃		時間制運賃	待料金	迎車回送料金
	初乗運賃	加算運賃			
特定大型	1,308m ～ 1,500m 900円 ～ 910円	143m ～ 168m 100円 ～ 110円	30分 ～ 30分 5,580円 ～ 6,950円	0分55秒 ～ 1分05秒 100円 ～ 110円	330円、廃止
大型車	1,308m ～ 1,500m 850円 ～ 850円	179m ～ 210m 100円 ～ 110円	30分 ～ 30分 5,100円 ～ 6,150円	1分10秒 ～ 1分20秒 100円 ～ 110円	330円、廃止
普通車	1,308m ～ 1,500m 800円 ～ 800円	215m ～ 263m 90円 ～ 100円	30分 ～ 30分 3,600円 ～ 4,450円	1分20秒 ～ 1分40秒 90円 ～ 100円	230円、廃止

割増	
寝台車割増	2割増
深夜早朝割増	22時～5時 2割増

主な割引	
身体障害者割引	1割引
知的障害者割引	1割引
精神障害者割引	1割引

5 申請(要請)者

日本交通株式会社
鳥取自動車株式会社
日ノ丸ハイヤー株式会社
皆生タクシー株式会社
米子第一交通株式会社
有限会社サービスタクシー
株式会社港タクシー
大森タクシー株式会社